

改正案	現行
<p>(用語)</p> <p>第一条 この命令において使用する用語は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（以下「令」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 「特定事業所排出者」とは、令第五条第一号及び第六号から第十二号までに掲げる者をいう。</p> <p>二〇五 (略)</p> <p>(算定排出量算定期間)</p> <p>第三条 法第二十一条の二第一項の主務省令で定める期間（以下「算定排出量算定期間」という。）は、次の各号に掲げる温室効果ガスである物質について、当該各号に定める期間とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 令第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボン（以下単に「ハイドロフルオロカーボン」という。）、令第二条各号に掲げるパーフルオロカーボン（以下単に「パーフルオロカーボン」という。）、六ふつ化硫黄及び三ふつ化窒素 一月一日から十二月三十一日まで</p>	<p>(用語)</p> <p>第一条 この命令において使用する用語は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（以下「令」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 「特定事業所排出者」とは、令第五条第一号及び第六号から第十二号までに掲げる者をいう。</p> <p>二〇五 (略)</p> <p>(算定排出量算定期間)</p> <p>第三条 法第二十一条の二第一項の主務省令で定める期間（以下「算定排出量算定期間」という。）は、次の各号に掲げる温室効果ガスである物質について、当該各号に定める期間とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 令第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボン（以下単に「ハイドロフルオロカーボン」という。）、令第二条各号に掲げるパーフルオロカーボン（以下単に「パーフルオロカーボン」という。）、及び六ふつ化硫黄 一月一日から十二月三十一日まで</p>

(報告の方法等)

第四条 (略)

2 特定事業所排出者が行う法第二十一条の二第一項の規定による報告に係る同項の主務省令で定める事項(特定事業所に係る同項の規定による報告に係る同項の主務省令で定める事項を除く。)は、次の各号に掲げる事項(第二号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が令第五条第六号から第十二号までに掲げる者のいずれかである場合に限り、第四号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が同条第一号に掲げる者である場合に限り、第五号から第十一号までに掲げる事項についてはそれぞれ当該特定事業所排出者が同条第六号から第十二号までに掲げる者である場合に限り、第十三号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が算定割当量、国内認証排出削減量又は海外認証排出削減量を用いて調整後温室効果ガス排出量を算定した場合に限る。)とする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- 二 特定事業所排出者において常時使用される従業員の数
- 三 特定事業所排出者において行われる事業
- 四 直近の算定排出量算定期間におけるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量
- 五 直近の算定排出量算定期間における二酸化炭素(前号に掲げるものを除く。)の温室効果ガス算定排出量
- 六 直近の算定排出量算定期間におけるメタンの温室効果ガス算定排出量
- 七 直近の算定排出量算定期間における一酸化二窒素の温室効果ガス算定排出量
- 八 直近の算定排出量算定期間におけるハイドロフルオロカーボンの

(報告の方法等)

第四条 (略)

2 特定事業所排出者が行う法第二十一条の二第一項の規定による報告に係る同項の主務省令で定める事項(特定事業所に係る同項の規定による報告に係る同項の主務省令で定める事項を除く。)は、次の各号に掲げる事項(第二号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が令第五条第六号から第十一号までに掲げる者のいずれかである場合に限り、第四号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が同条第一号に掲げる者である場合に限り、第五号から第十号までに掲げる事項についてはそれぞれ当該特定事業所排出者が同条第六号から第十一号までに掲げる者である場合に限り、第十二号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が算定割当量、国内認証排出削減量又は海外認証排出削減量を用いて調整後温室効果ガス排出量を算定した場合に限る。)とする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- 二 特定事業所排出者において常時使用される従業員の数
- 三 特定事業所排出者において行われる事業
- 四 直近の算定排出量算定期間におけるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量
- 五 直近の算定排出量算定期間における二酸化炭素(前号に掲げるものを除く。)の温室効果ガス算定排出量
- 六 直近の算定排出量算定期間におけるメタンの温室効果ガス算定排出量
- 七 直近の算定排出量算定期間における一酸化二窒素の温室効果ガス算定排出量
- 八 直近の算定排出量算定期間におけるハイドロフルオロカーボンの

温室効果ガス算定排出量の合計量

九 直近の算定排出量算定期間におけるパーフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量の合計量

十 直近の算定排出量算定期間における六ふつ化硫黄の温室効果ガス算定排出量

十一 直近の算定排出量算定期間における三ふつ化窒素の温室効果ガス算定排出量

十二 直近の算定排出量算定期間における調整後温室効果ガス排出量

十三 算定割当量の合計量、国内認証排出削減量の種別ごとの合計量及び海外認証排出削減量の種別ごとの合計量

3 特定事業所排出者が行う特定事業所に係る法第二十一条の二第一項の規定による報告に係る同項の主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項（第三号から第十号までに掲げる事項については、それぞれ当該特定事業所が令第五条の二第一号から第八号までに掲げる事業所に該当する場合に限る。）とする。

一 特定事業所の名称及び所在地

二 特定事業所において行われる事業

三 直近の算定排出量算定期間における特定事業所のエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

四 直近の算定排出量算定期間における特定事業所の二酸化炭素（前号に掲げるものを除く。）の温室効果ガス算定排出量

五 直近の算定排出量算定期間における特定事業所のメタンの温室効果ガス算定排出量

六 直近の算定排出量算定期間における特定事業所の一酸化二窒素の温室効果ガス算定排出量

七 直近の算定排出量算定期間における特定事業所のハイドロフルオ

温室効果ガス算定排出量の合計量

九 直近の算定排出量算定期間におけるパーフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量の合計量

十 直近の算定排出量算定期間における六ふつ化硫黄の温室効果ガス算定排出量

（新設）

十一 直近の算定排出量算定期間における調整後温室効果ガス排出量

十二 算定割当量の合計量、国内認証排出削減量の種別ごとの合計量及び海外認証排出削減量の種別ごとの合計量

3 特定事業所排出者が行う特定事業所に係る法第二十一条の二第一項の規定による報告に係る同項の主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項（第三号から第九号までに掲げる事項については、それぞれ当該特定事業所が令第五条の二第一号から第七号までに掲げる事業所に該当する場合に限る。）とする。

一 特定事業所の名称及び所在地

二 特定事業所において行われる事業

三 直近の算定排出量算定期間における特定事業所のエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

四 直近の算定排出量算定期間における特定事業所の二酸化炭素（前号に掲げるものを除く。）の温室効果ガス算定排出量

五 直近の算定排出量算定期間における特定事業所のメタンの温室効果ガス算定排出量

六 直近の算定排出量算定期間における特定事業所の一酸化二窒素の温室効果ガス算定排出量

七 直近の算定排出量算定期間における特定事業所のハイドロフルオ

ロカーボンの温室効果ガス算定排出量の合計量

八 直近の算定排出量算定期間における特定事業所のパーフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量の合計量

九 直近の算定排出量算定期間における特定事業所の六ふつ化硫黄の温室効果ガス算定排出量

十 直近の算定排出量算定期間における特定事業所の三ふつ化窒素の温室効果ガス算定排出量

4～8 (略)

第四条の二 前条第二項第十二号及び第十三号に掲げる事項の報告は、算定割当量の種別、数量、識別番号その他調整後温室効果ガス排出量の算定に必要な情報についての事業所管大臣に対する説明と併せて行うものとする。

2・3 (略)

第五条 次に掲げる算定方法又は係数を用いて温室効果ガス算定排出量を算定した特定事業所排出者が行う法第二十一条の二第一項の規定による報告は、当該算定方法又は係数についての事業所管大臣に対する説明と併せて行うものとする。

一 令第六条第一項第一号イ(1)及び(3)並びに別表第七から別表第十三までの下欄に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数

二 算定省令第二条第一項から第三項まで及び第六項並びに第三条から第八条の二までに定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数

三 (略)

2・3 (略)

ロカーボンの温室効果ガス算定排出量の合計量

八 直近の算定排出量算定期間における特定事業所のパーフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量の合計量

九 直近の算定排出量算定期間における特定事業所の六ふつ化硫黄の温室効果ガス算定排出量

(新設)

4～8 (略)

第四条の二 前条第二項第十一号及び第十二号に掲げる事項の報告は、算定割当量の種別、数量、識別番号その他調整後温室効果ガス排出量の算定に必要な情報についての事業所管大臣に対する説明と併せて行うものとする

2・3 (略)

第五条 次に掲げる算定方法又は係数を用いて温室効果ガス算定排出量を算定した特定事業所排出者が行う法第二十一条の二第一項の規定による報告は、当該算定方法又は係数についての事業所管大臣に対する説明と併せて行うものとする。

一 令第六条第一項第一号イ(1)及び(3)並びに別表第七から別表第十二までの下欄に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数

二 算定省令第二条第一項から第三項まで及び第六項並びに第三条から第八条までに定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数

三 (略)

2・3 (略)

(連鎖化事業者に係る定型的な約款の定め)

第五条の二 法第二十一条の二第二項の主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる加盟者が設置する事業所において排出する温室効果ガスである物質の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 (略)

二 前号に掲げる温室効果ガス以外の温室効果ガス 次に掲げる事項

イ (略)

ロ イの報告に係る温室効果ガスの区分に応じ、令別表第七から別表第十三までに掲げる事業活動に係る設備の機種、性能又は使用方法の指定に関する事項

2 (略)

(権利利益の保護に係る請求の方法)

第六条 特定事業所排出者が行う法第二十一条の三第一項の請求は、毎年度七月末日までに、第四条第一項に規定する報告書と併せて、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出して行わなければならない。

一 (略)

二 公にされることにより、当該特定事業所排出者の権利利益が害されるおそれがあると思料する第四条第二項第四号から第十号まで及び同条第三項第三号から第十号までに規定する温室効果ガスの名称及び温室効果ガス算定排出量(同条第二項第八号及び第九号並びに同条第三項第七号及び第八号に規定する温室効果ガスにあっては、温室効果ガス算定排出量の合計量)又は調整後温室効果ガス排出量若しくは同条第二項第十三号に掲げる事項

(連鎖化事業者に係る定型的な約款の定め)

第五条の二 法第二十一条の二第二項の主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる加盟者が設置する事業所において排出する温室効果ガスである物質の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 (略)

二 前号に掲げる温室効果ガス以外の温室効果ガス 次に掲げる事項

イ (略)

ロ イの報告に係る温室効果ガスの区分に応じ、令別表第七から別表第十二までに掲げる事業活動に係る設備の機種、性能又は使用方法の指定に関する事項

2 (略)

(権利利益の保護に係る請求の方法)

第六条 特定事業所排出者が行う法第二十一条の三第一項の請求は、毎年度七月末日までに、第四条第一項に規定する報告書と併せて、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出して行わなければならない。

一 (略)

二 公にされることにより、当該特定事業所排出者の権利利益が害されるおそれがあると思料する第四条第二項第四号から第十号まで及び同条第三項第三号から第九号までに規定する温室効果ガスの名称及び温室効果ガス算定排出量(同条第二項第八号及び第九号並びに同条第三項第七号及び第八号に規定する温室効果ガスにあっては、温室効果ガス算定排出量の合計量)又は調整後温室効果ガス排出量若しくは同条第二項第十二号に掲げる事項

三 (略)

2・3 (略)

(権利利益の保護請求に係る温室効果ガス算定排出量の合計量)

第七条 (略)

2 前項第一号に定めるところにより得られる合計した量をもって法第二十一条の四第一項の規定による特定事業所排出者に係る温室効果ガス算定排出量の通知を行うことが困難であると認められる特別な事情がある場合における当該通知は、当該特定事業所排出者に係る温室効果ガス算定排出量を第四条第二項第四号から第十号までに掲げる量ごとにそれぞれ合計した量をもって行うものとする。ただし、次項及び第四項に規定する場合は、この限りでない。

3・4 (略)

5 第一項第二号に定めるところにより得られる合計した量をもって法第二十一条の四第一項の規定による特定事業所排出者の特定事業所に係る温室効果ガス算定排出量の通知を行うことが困難であると認められる特別な事情がある場合における当該通知は、当該特定事業所排出者に係る温室効果ガス算定排出量を第四条第三項第三号から第十号までに掲げる量ごとにそれぞれ合計した量をもって行うものとする。ただし、次項及び第七項に規定する場合は、この限りでない。

6～8 (略)

(特定事業所排出者に係る温室効果ガス算定排出量の集計の方法)

第八条 法第二十一条の四第三項の規定による特定事業所排出者に係る温室効果ガス算定排出量の集計は、第四条第二項第四号から第十号までに掲げる量については企業その他の事業者（国及び地方公共団体

三 (略)

2・3 (略)

(権利利益の保護請求に係る温室効果ガス算定排出量の合計量)

第七条 (略)

2 前項第一号に定めるところにより得られる合計した量をもって法第二十一条の四第一項の規定による特定事業所排出者に係る温室効果ガス算定排出量の通知を行うことが困難であると認められる特別な事情がある場合における当該通知は、当該特定事業所排出者に係る温室効果ガス算定排出量を第四条第二項第四号から第十号までに掲げる量ごとにそれぞれ合計した量をもって行うものとする。ただし、次項及び第四項に規定する場合は、この限りでない。

3・4 (略)

5 第一項第二号に定めるところにより得られる合計した量をもって法第二十一条の四第一項の規定による特定事業所排出者の特定事業所に係る温室効果ガス算定排出量の通知を行うことが困難であると認められる特別な事情がある場合における当該通知は、当該特定事業所排出者に係る温室効果ガス算定排出量を第四条第三項第三号から第九号までに掲げる量ごとにそれぞれ合計した量をもって行うものとする。ただし、次項及び第七項に規定する場合は、この限りでない。

6～8 (略)

(特定事業所排出者に係る温室効果ガス算定排出量の集計の方法)

第八条 法第二十一条の四第三項の規定による特定事業所排出者に係る温室効果ガス算定排出量の集計は、第四条第二項第四号から第十号までに掲げる量については企業その他の事業者（国及び地方公共団体を

を含む。以下同じ。)及び業種ごとに、同条第三項第三号から第十号までに掲げる量については都道府県ごとに集計することによって行うものとする。

(集計結果に係る温室効果ガス算定排出量の合計量の通知)

第九条 法第二十一条の四第三項の規定により集計した結果に係る温室効果ガス算定排出量であつて特定事業所排出者に係るものが通知されることにより、法第二十一条の三第三項の決定に係る特定事業所排出者の権利利益が害されるおそれがある場合における法第二十一条の四第四項ただし書の規定による通知は、当該集計結果に係る温室効果ガス算定排出量を前条に規定する集計の項目ごとに合計した量をもつて行うものとする。ただし、次項に規定する場合は、この限りでない。

2 前項に定めるところにより得られる合計した量が通知されることにより、法第二十一条の三第三項の決定に係る特定事業所排出者の権利利益が害されるおそれがある場合における法第二十一条の四第四項ただし書の規定による通知は、前項に規定する当該集計結果に係る温室効果ガス算定排出量のうち、通知されることにより当該特定事業所排出者の権利利益が害されるおそれがないものを前条に規定する集計の項目ごとに合計した量をもつて行うものとする。

3 (略)

(環境大臣及び経済産業大臣による集計結果に係る温室効果ガス算定排出量の合計量の通知の求め)

第十条 法第二十一条の四第三項の規定により集計した結果に係る温室効果ガス算定排出量であつて特定事業所排出者に係るものについての法第二十一条の五第三項の規定による通知の求めは、法第二十一条の

含む。以下同じ。)及び業種ごとに、同条第三項第三号から第九号までに掲げる量については都道府県ごとに集計することによって行うものとする。

(集計結果に係る温室効果ガス算定排出量の合計量の通知)

第九条 法第二十一条の四第三項の規定により集計した結果に係る温室効果ガス算定排出量であつて特定事業所排出者に係るものが通知されることにより、法第二十一条の三第三項の決定に係る特定事業所排出者の権利利益が害されるおそれがある場合における法第二十一条の四第四項ただし書の規定による通知は、当該集計結果に係る温室効果ガス算定排出量を前条各号に掲げる項目ごとに合計した量をもつて行うものとする。ただし、次項に規定する場合は、この限りでない。

2 前項に定めるところにより得られる合計した量が通知されることにより、法第二十一条の三第三項の決定に係る特定事業所排出者の権利利益が害されるおそれがある場合における法第二十一条の四第四項ただし書の規定による通知は、前項に規定する当該集計結果に係る温室効果ガス算定排出量のうち、通知されることにより当該特定事業所排出者の権利利益が害されるおそれがないものを前条各号に掲げる項目ごとに合計した量をもつて行うものとする。

3 (略)

(環境大臣及び経済産業大臣による集計結果に係る温室効果ガス算定排出量の合計量の通知の求め)

第十条 法第二十一条の四第三項の規定により集計した結果に係る温室効果ガス算定排出量であつて特定事業所排出者に係るものについての法第二十一条の五第三項の規定による通知の求めは、法第二十一条の

四第四項の規定による通知が行われなかった当該集計結果に係る温室効果ガス算定排出量を、第八条に規定する集計の項目ごとに合計した量について行うものとする。

(電子情報処理組織による申請等の指定)

第二十二條の二 この命令において、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項の規定に基づき、同項に規定する電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等は、法第二十一條の二第一項の規定による報告及び法第二十一條の八第一項の規定による提供（次条から第二十二條の五までにおいて「報告等」という。）とする。

(事前届出)

第二十二條の三 電子情報処理組織を使用して報告等を行うとする特定排出者は、様式第四による電子情報処理組織使用届出書を特定排出者の主たる事業所の所在地を管轄する地方環境事務所長又は経済産業局長（以下この条において「所轄地方環境事務所長又は所轄経済産業局長」という。）にあらかじめ届け出なければならない。

2 所轄地方環境事務所長又は所轄経済産業局長は、前項の届出を受理したときは、当該届出をした特定排出者に識別符号を付与するものとする。

3 第一項の届出をした特定排出者は、届け出た事項に変更があつたとき又は電子情報処理組織の使用を廃止するときは、遅滞なく、様式第五又は様式第六によりその旨を所轄地方環境事務所長又は所轄経済産業局長に届け出なければならない。

四第四項の規定による通知が行われなかった当該集計結果に係る温室効果ガス算定排出量を、第八条各号に掲げる項目ごとに合計した量について行うものとする。

(新設)

(新設)

4 所轄地方環境事務所長又は所轄経済産業局長は、第一項の届出をした者が電子情報処理組織の使用を継続することが適当でないことを認めるときは、電子情報処理組織の使用を停止することができる。

(報告等の入力事項等)

第二十二条の四 電子情報処理組織を使用して報告等を行おうとする特定排出者は、当該報告等を書面等（情報通信技術利用法第二条第三号に規定する書面等をいう。）により行うときに記載すべきこととされている事項、前条第二項の規定により付与された識別符号及び当該特定排出者がその使用に係る電子計算機において設定した暗証符号（次条において「暗証符号」という。）を、当該電子計算機から入力して、当該報告等を行わなければならない。

(報告等において名称を明らかにする措置)

第二十二条の五 報告等においてすべきこととされている署名等（情報通信技術利用法第二条第四号に規定する署名等をいう。）に代わるものであって、情報通信技術利用法第三条第四項に規定する主務省令で定めるものは、第二十二条の三第二項の規定により付与される識別符号及び暗証符号を電子情報処理組織を使用して報告等を行おうとする特定排出者の使用に係る電子計算機から入力することをいう。

(エネルギーの使用の合理化等に関する法律との関係)

第二十二条の六 法第二十一条の十の規定により省エネルギー法第十五条第一項（省エネルギー法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）、第二十条第三項、第五十六条第一項（省エネルギー法第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。）又は

(新設)

(新設)

(新設)

---

第六十三条第一項の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十一条の二第一項の規定による報告とみなされる場合において、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）様式第二十三、様式第二十四若しくは様式第二十五又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令（平成十八年国土交通省令第十一号）様式第十四、様式第十五若しくは様式第十六による届出書の提出があつたときは、それぞれ様式第四、様式第五又は様式第六による届出書の提出があつたものとみなす。

---

【特定排出者単位の報告】

排出年度： \_\_\_\_\_ 年度

第1表 特定排出者の全体及び事業分類ごとの温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類		温室効果ガス算定排出量				
			①エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	②非エネルギー起 源CO <sub>2</sub> (③を除く)	③廃棄物の原燃料 使用に伴う非エネ ルギー起源CO <sub>2</sub>	④メタン	⑤N <sub>2</sub> O
			⑥HFC	⑦PFC	⑧SF <sub>6</sub>	⑨NF <sub>3</sub>	⑩エネルギー起源CO <sub>2</sub> (発電所等配分前)
二	特定排出者全体		① t-CO <sub>2</sub>	② t-CO <sub>2</sub>	③ t-CO <sub>2</sub>	④ t-CO <sub>2</sub>	⑤ t-CO <sub>2</sub>
			⑥ t-CO <sub>2</sub>	⑦ t-CO <sub>2</sub>	⑧ t-CO <sub>2</sub>	⑨ t-CO <sub>2</sub>	⑩ t-CO <sub>2</sub>
1	事業の名称		① t-CO <sub>2</sub>	② t-CO <sub>2</sub>	③ t-CO <sub>2</sub>	④ t-CO <sub>2</sub>	⑤ t-CO <sub>2</sub>
	細分類番号		⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
	当該事業を 所管する大臣		t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>

【特定排出者単位の報告】

排出年度： \_\_\_\_\_ 年度

第1表 特定排出者の全体及び事業分類ごとの温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類		温室効果ガス算定排出量				
			①エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	②非エネルギー起 源CO <sub>2</sub> (③を除く)	③廃棄物の原燃料 使用に伴う非エネ ルギー起源CO <sub>2</sub>	④メタン	⑤N <sub>2</sub> O
			⑥HFC	⑦PFC	⑧SF <sub>6</sub>	⑨エネルギー起源CO <sub>2</sub> (発電所等配分前)	
二	特定排出者全体		① t-CO <sub>2</sub>	② t-CO <sub>2</sub>	③ t-CO <sub>2</sub>	④ t-CO <sub>2</sub>	⑤ t-CO <sub>2</sub>
			⑥ t-CO <sub>2</sub>	⑦ t-CO <sub>2</sub>	⑧ t-CO <sub>2</sub>	⑨ t-CO <sub>2</sub>	⑩ t-CO <sub>2</sub>
1	事業の名称		① t-CO <sub>2</sub>	② t-CO <sub>2</sub>	③ t-CO <sub>2</sub>	④ t-CO <sub>2</sub>	⑤ t-CO <sub>2</sub>
	細分類番号		⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
	当該事業を 所管する大臣		t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>

2	事業の名称		① t-CO <sub>2</sub>	② t-CO <sub>2</sub>	③ t-CO <sub>2</sub>	④ t-CO <sub>2</sub>	⑤ t-CO <sub>2</sub>
	細分類番号		⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
	当該事業を 所管する大 臣		t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>
3	事業の名称		① t-CO <sub>2</sub>	② t-CO <sub>2</sub>	③ t-CO <sub>2</sub>	④ t-CO <sub>2</sub>	⑤ t-CO <sub>2</sub>
	細分類番号		⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
	当該事業を 所管する大 臣		t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>

備考 1 排出年度の欄には、当該年度を記載すること。

2 番号1から3までの項に、事業分類ごとに合計した温室効果ガス算定排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。

3 ①～⑩の欄には、それぞれ次に掲げる量を記載すること。

- ① エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量
- ② 二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量（①及び③を除く。）
- ③ 廃棄物の原燃料使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量
- ④ メタンの温室効果ガス算定排出量
- ⑤ 一酸化二窒素の温室効果ガス算定排出量
- ⑥ ハイドロフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量

2	事業の名称		① t-CO <sub>2</sub>	② t-CO <sub>2</sub>	③ t-CO <sub>2</sub>	④ t-CO <sub>2</sub>	⑤ t-CO <sub>2</sub>
	細分類番号		⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
	当該事業を 所管する大 臣		t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>
3	事業の名称		① t-CO <sub>2</sub>	② t-CO <sub>2</sub>	③ t-CO <sub>2</sub>	④ t-CO <sub>2</sub>	⑤ t-CO <sub>2</sub>
	細分類番号		⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
	当該事業を 所管する大 臣		t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>

備考 1 排出年度の欄には、当該年度を記載すること。

2 番号1から3までの項に、事業分類ごとに合計した温室効果ガス算定排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。

3 ①～⑩の欄には、それぞれ次に掲げる量を記載すること。

- ① エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量
- ② 二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量（①及び③を除く。）
- ③ 廃棄物の原燃料使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量
- ④ メタンの温室効果ガス算定排出量
- ⑤ 一酸化二窒素の温室効果ガス算定排出量
- ⑥ ハイドロフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量

- 
- ⑦ パーフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量
- ⑧ 六ふっ化硫黄の温室効果ガス算定排出量
- ⑨ 三ふっ化窒素の温室効果ガス算定排出量
- ⑩ エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量（発電所等配分前）
- 4 ①の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。
- (1) 燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
- (2) 電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
- (3) 熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
- 5 ①の量に、備考の4(2)に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて第3表の1及び第3表の2にも必要事項を記載すること。
- 6 ③の欄には、次に掲げる活動に伴って発生する二酸化炭素の排出量の合計量を記載すること。
- (1) 廃棄物の焼却（当該廃棄物が燃料（廃棄物を原材料とする燃料を除く。）に代えて燃焼の用に供される場合に限る。）又は次に掲げる用途への使用
- イ 廃ゴムタイヤに含まれる鉄を製品の原材料として使用する用途
- ロ 廃プラスチック類を高炉において鉄鉱石を還元するために使用する用途
- ハ 廃プラスチック類をコークス炉において自らの使用に係るコークス又は炭化水素油を製造するために使用する用途
- (2) 廃棄物を原材料とする燃料の使用
- 7 ⑥及び⑦の欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）に定める温室効果ガスであるハイドロフルオロカーボンである物質の温室効果ガス算定排出量及びパーフルオロカーボンである物質の温室効果ガス算定排出量について、それぞれその合計量を記載すること。
- 8 ⑩の欄は、本報告に係る特定排出者が、電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合に記載すること。
- 9 ⑩の欄には、備考の4(1)に掲げる量を記載すること。
- 10 本報告に係る特定排出者がエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく報告によってエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量について報告を行ったとみなされる場合は、①及び⑩の欄には記載する必要はないこと。
- 

- ⑦ パーフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量
- ⑧ 六ふっ化硫黄の温室効果ガス算定排出量
- ⑨ エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量（発電所等配分前）
- 4 ①の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。
- (1) 燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
- (2) 電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
- (3) 熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
- 5 ①の量に、備考の4(2)に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて第3表の1及び第3表の2にも必要事項を記載すること。
- 6 ③の欄には、次に掲げる活動に伴って発生する二酸化炭素の排出量の合計量を記載すること。
- (1) 廃棄物の焼却（当該廃棄物が燃料（廃棄物を原材料とする燃料を除く。）に代えて燃焼の用に供される場合に限る。）又は次に掲げる用途への使用
- イ 廃ゴムタイヤに含まれる鉄を製品の原材料として使用する用途
- ロ 廃プラスチック類を高炉において鉄鉱石を還元するために使用する用途
- ハ 廃プラスチック類をコークス炉において自らの使用に係るコークス又は炭化水素油を製造するために使用する用途
- (2) 廃棄物を原材料とする燃料の使用
- 7 ⑥及び⑦の欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）に定める温室効果ガスであるハイドロフルオロカーボンである物質の温室効果ガス算定排出量及びパーフルオロカーボンである物質の温室効果ガス算定排出量について、それぞれその合計量を記載すること。
- 8 ⑨の欄は、本報告に係る特定排出者が、電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合に記載すること。
- 9 ⑨の欄には、備考の4(1)に掲げる量を記載すること。
- 10 本報告に係る特定排出者がエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく報告によってエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量について報告を行ったとみなされる場合は、①及び⑨の欄には記載する必要はないこと。
-

(別紙)【特定事業所単位の報告】

事業所の名称 (前回の報告における名称) <small>(ふりがな)</small>		-----											
所在地  <small>(ふりがな)</small>		〒 - 都道府県 市区町村											
事業所において行われる事業													
特定排出者コード													
都道府県コード		事業コード											
エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づくエネルギー管理指定工場等番号													
温室効果ガス算定排出量		別紙第1表のとおり											
権利利益の保護に係る請求の有無(該当するものに○をすること)		1. 有 2. 無		その他の関連情報の提供の有無(該当するものに○をすること)						1. 有 2. 無			
担当者 (問い合わせ先)	部署												
	<small>(ふりがな)</small>												
	氏名												
	電話番号												

備考 (略)

(別紙)【特定事業所単位の報告】

事業所の名称 (前回の報告における名称) <small>(ふりがな)</small>		-----											
所在地  <small>(ふりがな)</small>		〒 - 都道府県 市区町村											
事業所において行われる事業													
特定排出者コード													
都道府県コード		事業コード											
エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づくエネルギー管理指定工場等番号													
温室効果ガス算定排出量		別紙第1表のとおり											
権利利益の保護に係る請求の有無(該当するものに○をすること)		1. 有 2. 無		その他の関連情報の提供の有無(該当するものに○をすること)						1. 有 2. 無			
担当者 (問い合わせ先)	部署												
	<small>(ふりがな)</small>												
	氏名												
	電話番号												

備考 (略)

事業所番号

別紙第1表 特定事業所に係る温室効果ガス算定排出量

温室効果ガス算定排出量				
①エネルギー起源CO <sub>2</sub> t-CO <sub>2</sub>	②非エネルギー起源CO <sub>2</sub> (③を除く) t-CO <sub>2</sub>	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源CO <sub>2</sub> t-CO <sub>2</sub>	④メタン t-CO <sub>2</sub>	⑤N <sub>2</sub> O t-CO <sub>2</sub>
⑥HFC t-CO <sub>2</sub>	⑦PFC t-CO <sub>2</sub>	⑧SF <sub>6</sub> t-CO <sub>2</sub>	⑨NF <sub>3</sub> t-CO <sub>2</sub>	⑩エネルギー起源CO <sub>2</sub> (発電所等配分前) t-CO <sub>2</sub>

備考 1 ①～⑩の欄には、それぞれ次に掲げる量を記載すること。

- ① エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量
- ② 二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量 (①及び③を除く。)
- ③ 廃棄物の原燃料使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量
- ④ メタンの温室効果ガス算定排出量
- ⑤ 一酸化二窒素の温室効果ガス算定排出量
- ⑥ ハイドロフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量
- ⑦ パーフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量
- ⑧ 六ふっ化硫黄の温室効果ガス算定排出量
- ⑨ 三ふっ化窒素の温室効果ガス算定排出量
- ⑩ エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量 (発電所等配分前)

事業所番号

別紙第1表 特定事業所に係る温室効果ガス算定排出量

温室効果ガス算定排出量				
①エネルギー起源CO <sub>2</sub> t-CO <sub>2</sub>	②非エネルギー起源CO <sub>2</sub> (③を除く) t-CO <sub>2</sub>	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源CO <sub>2</sub> t-CO <sub>2</sub>	④メタン t-CO <sub>2</sub>	⑤N <sub>2</sub> O t-CO <sub>2</sub>
⑥HFC t-CO <sub>2</sub>	⑦PFC t-CO <sub>2</sub>	⑧SF <sub>6</sub> t-CO <sub>2</sub>	⑨エネルギー起源CO <sub>2</sub> (発電所等配分前)	t-CO <sub>2</sub>

備考 1 ①～⑨の欄には、それぞれ次に掲げる量を記載すること。

- ① エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量
- ② 二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量 (①及び③を除く。)
- ③ 廃棄物の原燃料使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量
- ④ メタンの温室効果ガス算定排出量
- ⑤ 一酸化二窒素の温室効果ガス算定排出量
- ⑥ ハイドロフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量
- ⑦ パーフルオロカーボンの温室効果ガス算定排出量
- ⑧ 六ふっ化硫黄の温室効果ガス算定排出量
- ⑨ エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量 (発電所等配分前)

- 
- 2 ①の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。
- (1) 燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量  
(2) 電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量  
(3) 熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
- 3 ①の量に、備考の2(2)に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて別紙第2表にも必要事項を記載すること。
- 4 ③の欄には、次に掲げる活動に伴って発生する二酸化炭素の排出量の合計量を記載すること。
- (1) 廃棄物の焼却（当該廃棄物が燃料（廃棄物を原材料とする燃料を除く。）に代えて燃料の用に供される場合に限る。）又は次に掲げる用途への使用
- イ 廃ゴムタイヤに含まれる鉄を製品の原材料として使用する用途  
ロ 廃プラスチック類を高炉において鉄鉱石を還元するために使用する用途  
ハ 廃プラスチック類をコークス炉において自らの使用に係るコークス又は炭化水素油を製造するために使用する用途
- (2) 廃棄物を原材料とする燃料の使用
- 5 ⑥及び⑦の欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令に定める温室効果ガスであるハイドロフルオロカーボンである物質の温室効果ガス算定排出量及びパーフルオロカーボンである物質の温室効果ガス算定排出量について、それぞれその合計量を記載すること。
- 6 ⑩の欄は、本別紙に係る特定事業所が、主たる事業として行う電気事業の用に供する発電所又は主たる事業として行う熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合に記載すること。
- 7 ⑩の欄には、備考の2(1)に掲げる量を記載すること。
- 8 本報告に係る特定事業所がエネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく報告によってエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量について報告を行ったとみなされる場合は、①及び⑩の欄には記載する必要はないこと。
- 

- 2 ①の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。
- (1) 燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量  
(2) 電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量  
(3) 熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
- 3 ①の量に、備考の2(2)に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて別紙第2表にも必要事項を記載すること。
- 4 ③の欄には、次に掲げる活動に伴って発生する二酸化炭素の排出量の合計量を記載すること。
- (1) 廃棄物の焼却（当該廃棄物が燃料（廃棄物を原材料とする燃料を除く。）に代えて燃料の用に供される場合に限る。）又は次に掲げる用途への使用
- イ 廃ゴムタイヤに含まれる鉄を製品の原材料として使用する用途  
ロ 廃プラスチック類を高炉において鉄鉱石を還元するために使用する用途  
ハ 廃プラスチック類をコークス炉において自らの使用に係るコークス又は炭化水素油を製造するために使用する用途
- (2) 廃棄物を原材料とする燃料の使用
- 5 ⑥及び⑦の欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令に定める温室効果ガスであるハイドロフルオロカーボンである物質の温室効果ガス算定排出量及びパーフルオロカーボンである物質の温室効果ガス算定排出量について、それぞれその合計量を記載すること。
- 6 ⑨の欄は、本別紙に係る特定事業所が、主たる事業として行う電気事業の用に供する発電所又は主たる事業として行う熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合に記載すること。
- 7 ⑨の欄には、備考の2(1)に掲げる量を記載すること。
- 8 本報告に係る特定排出者がエネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく報告によってエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量について報告を行ったとみなされる場合は、①及び⑨の欄には記載する必要はないこと。
-

様式第2（第11条及び第19条関係）

温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報

提供年度： \_\_\_\_\_ 年度

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の8第1項の規定により、温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報について、次のとおり提供します。

1. この情報は、特定排出者全体に係るものであり、環境大臣及び経済産業大臣により公にされることに同意の上提供するものです。（特定排出者として1枚のみ提出可）
2. この情報は、当事業所のみに係るものであり、請求に応じてのみ開示されることに同意の上提供するものです。（事業所として1枚のみ提出可）

（該当するいずれかの番号を記載すること） →

特定排出者コード																			事業所番号
都道府県コード																			事業コード
エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく第一種エネルギー管理指定工場等々の該当の有無 （該当する場合には同時に提出する報告書に係る右の区分及び同法に基づく指定に係る番号を記載すること。）	1. 第一種エネルギー管理指定工場等 2. 第二種エネルギー管理指定工場等 3. 特定貨物輸送事業者 4. 特定荷主 5. 特定旅客輸送事業者 6. 特定航空輸送事業者																		
	指定番号																		

様式第2（第11条及び第19条関係）

温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報

提供年度： \_\_\_\_\_ 年度

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の8第1項の規定により、温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報について、次のとおり提供します。

1. この情報は、特定排出者全体に係るものであり、環境大臣及び経済産業大臣により公にされることに同意の上提供するものです。（特定排出者として1枚のみ提出可）
2. この情報は、当事業所のみに係るものであり、請求に応じてのみ開示されることに同意の上提供するものです。（事業所として1枚のみ提出可）

（該当するいずれかの番号を記載すること） →

特定排出者コード																			※
都道府県コード																			事業コード
エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく第一種エネルギー管理指定工場等々の該当の有無 （該当する場合には同時に提出する報告書に係る右の区分及び同法に基づく指定に係る番号を記載すること。）	1. 第一種エネルギー管理指定工場等 2. 第二種エネルギー管理指定工場等 3. 特定貨物輸送事業者 4. 特定荷主 5. 特定旅客輸送事業者 6. 特定航空輸送事業者																		
	指定番号																		

1. 温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報	<p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>
2. 温室効果ガス排出原単位の増減の状況に関する情報	<p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>
3. 温室効果ガスの排出量の削減に関し実施した措置に関する情報	<p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>
4. 温室効果ガス算定排出量等の算定方法及び算定の基礎となるデータの管理方法に関する情報	<p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>
5. その他の情報	<p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>

1. 温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報	<p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>
2. 温室効果ガス排出原単位の増減の状況に関する情報	<p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>
3. 温室効果ガスの排出量の削減に関し実施した措置に関する情報	<p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>
4. 温室効果ガス算定排出量等の算定方法及び算定の基礎となるデータの管理方法に関する情報	<p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>
5. その他の情報	<p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>

担 当 者 (問い合わせ先)	部 署	
	(ふりがな)	-----
	氏 名	
	電 話 番 号	
※受理年月日	年 月 日	※処理年月日 年 月 日

- 備考 1 本様式の提出は任意であること。必要に応じ、事業所ごと又は特定排出者ごとに1枚作成し、事業所に係るものは当該事業所の報告に添えて、特定排出者に係るものは当該特定排出者の報告又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく特定事業者、特定貨物輸送事業者、特定荷主、特定旅客輸送事業者及び特定航空輸送事業者として行う報告に添えて、提出すること。
- 2 提供された事業所に係る情報については請求に応じて開示され、特定排出者に係る情報については公表されるものであること。  
ただし、製品の販売のための広告等法の規定の趣旨に反して記載された情報であると認められるものについては、この限りでない。
- 3 全ての欄に記載する必要はないこと。
- 4 記載した情報の詳細について環境報告書、ホームページ等を通じて参照できる場合には、その参照先を記載する等により、各欄への記載は、簡潔にまとめて行うよう努めること。
- 5 特定排出者コード、都道府県コード及び事業コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、それぞれ特定排出者、都道府県及び事業ごとに付された番号を記載すること。
- 6 事業所番号の欄には、様式第1第6表の事業所番号を記載すること。
- 7 温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報の欄には、温室効果ガス算定排出量の増減の状況のほか、増減の理由その他の増減の状況に関する評価について記載することができる。
- 8 温室効果ガス排出原単位の増減の状況に関する情報の欄には、温室効果ガス排出原単位（温室効果ガス算定排出量その他の事業所又は特定排出者において把握している温室効果ガスの排出量（以下単に「温室効果ガスの排出量」という。）を、生産数量又は建物延床面積その他の当該排出量と密接な関係を持つ値で除した値をいう。以下同じ。）の増減の状況のほか、増減の理由その他の増減の状況に関する評価について記載することができる。

担 当 者 (問い合わせ先)	部 署	
	(ふりがな)	-----
	氏 名	
	電 話 番 号	
※受理年月日	年 月 日	※処理年月日 年 月 日

- 備考 1 本様式の提出は任意であること。必要に応じ、事業所ごと又は特定排出者ごとに1枚作成し、事業所に係るものは当該事業所の報告に添えて、特定排出者に係るものは当該特定排出者が設置するいずれかの事業所の報告又はエネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく特定貨物輸送事業者、特定荷主、特定旅客輸送事業者及び特定航空輸送事業者として行う報告に添えて、提出すること。
- 2 提供された事業所に係る情報については請求に応じて開示され、特定排出者に係る情報については公表されるものであること。  
ただし、製品の販売のための広告等法の規定の趣旨に反して記載された情報であると認められるものについては、この限りでない。
- 3 すべての欄に記載する必要はないこと。
- 4 記載した情報の詳細について環境報告書、ホームページ等を通じて参照できる場合には、その参照先を記載する等により、各欄への記載は、簡潔にまとめて行うよう努めること。
- 5 特定排出者コード、都道府県コード及び事業コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、それぞれ特定排出者、都道府県及び事業ごとに付された番号を記載すること。
- 6 温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報の欄には、温室効果ガス算定排出量の増減の状況のほか、増減の理由その他の増減の状況に関する評価について記載することができる。
- 7 温室効果ガス排出原単位の増減の状況に関する情報の欄には、温室効果ガス排出原単位（温室効果ガス算定排出量その他の事業所又は特定排出者において把握している温室効果ガスの排出量（以下単に「温室効果ガスの排出量」という。）を、生産数量又は建物延床面積その他の当該排出量と密接な関係を持つ値で除した値をいう。以下同じ。）の増減の状況のほか、増減の理由その他の増減の状況に関する評価について記載することができる。

- 
- 9 温室効果ガスの排出量の削減に関し実施した措置に関する情報の欄には、事業所又は特定排出者における省エネルギー対策その他の取組、製造した製品等による他の者の温室効果ガスの排出量の削減に寄与する取組、事業所横断的な取組等の概要について記載することができる。その際、削減効果と併せて記載することができる。
  - 10 温室効果ガス算定排出量等の算定方法及び算定の基礎となるデータの管理方法に関する情報の欄には、温室効果ガス算定排出量、本様式において記載した温室効果ガス排出原単位及び温室効果ガスの排出量の削減に関し実施した措置に係る削減効果の算定方法の詳細並びに算定に必要なデータを把握する具体的方法について記載することができる。
  - 11 その他の情報の欄には、温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化のための措置、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（以下「京都議定書」という。）第6条1に規定する事業、京都議定書第12条1に規定する低排出型の開発の制度に係る事業活動等の内容及びこれらに係る排出削減単位及び排出削減量の移転及び取得に関する事等、1から4までの各欄に記載しなかった温室効果ガスの排出の抑制等に関する情報について記載することができる。
  - 12 担当者の欄は、温室効果ガス算定排出量を報告した書類において記載した担当者と同一である場合には、記載する必要はないこと。
  - 13 ※の欄には、記載しないこと。
  - 14 本様式用の紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- 
- 8 温室効果ガスの排出量の削減に関し実施した措置に関する情報の欄には、事業所又は特定排出者における省エネルギー対策その他の取組、製造した製品等による他の者の温室効果ガスの排出量の削減に寄与する取組、事業所横断的な取組等の概要について記載することができる。その際、削減効果と併せて記載することができる。
  - 9 温室効果ガス算定排出量等の算定方法及び算定の基礎となるデータの管理方法に関する情報の欄には、温室効果ガス算定排出量、本様式において記載した温室効果ガス排出原単位及び温室効果ガスの排出量の削減に関し実施した措置に係る削減効果の算定方法の詳細並びに算定に必要なデータを把握する具体的方法について記載することができる。
  - 10 その他の情報の欄には、温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化のための措置、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（以下「京都議定書」という。）第6条1に規定する事業、京都議定書第12条1に規定する低排出型の開発の制度に係る事業活動等の内容及びこれらに係る排出削減単位及び排出削減量の移転及び取得に関する事等、1から4までの各欄に記載しなかった温室効果ガスの排出の抑制等に関する情報について記載することができる。
  - 11 担当者の欄は、温室効果ガス算定排出量を報告した書類において記載した担当者と同一である場合には、記載する必要はないこと。
  - 12 ※の欄には、記載しないこと。
  - 13 本様式用の紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
-

様式第4 (第22条の3第1項関係)

※受理日	年 月 日
※整理番号	

電子情報処理組織使用届出書

年 月 日

(地方環境事務所長) 殿  
(経済産業局長)

提出者 <sup>(ふりがな)</sup> 住 所 〒  
<sup>(ふりがな)</sup> 氏 名 ⑩  
(法人にあつては名称及び代表者氏名)

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の2第1項の規定による報告及び第21条の8第1項の規定による提供に係る電子情報処理組織の使用について届け出ます。

作成担当者連絡先

特定排出者コード										
特定事業者番号(特定連鎖化事業者番号)										
特定荷主番号										
特定輸送事業者指定番号										
<sup>(ふりがな)</sup> 特定排出者の名称										
<sup>(ふりがな)</sup> 所在地	〒									
担当者	部 署									
	<sup>(ふりがな)</sup> 氏 名									
	電話番号									
	メールアドレス									

(新設)

- 
- 備考 1 ※の欄には、記入しないこと。
- 2 宛先の欄には、特定排出者の主たる事業所の所在地を管轄する地方環境事務所長又は経済産業局長を記載すること。
- 3 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。
- 4 特定排出者コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定排出者ごとに付された番号を記載すること。
- 5 特定事業者番号（特定連鎖化事業者番号）及び特定荷主番号の欄には、別途経済産業大臣が付した番号がある場合に記載すること。
- 6 特定輸送事業者指定番号の欄には、別途国土交通大臣が付した番号がある場合に記載すること。
- 7 本様式の用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
-

様式第5 (第22条の3第3項関係)

※受理日	年 月 日
※整理番号	

電子情報処理組織使用変更届出書

年 月 日

(地方環境事務所長) 殿  
(経済産業局長)

提出者 <sup>(ふりがな)</sup> 住 所 〒  
<sup>(ふりがな)</sup> 氏 名 ⑩  
(法人にあつては名称及び代表者氏名)

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の2第1項の規定による報告及び第21条の8第1項の規定による提供に係る電子情報処理組織の使用について、以下のとおり変更がありましたので届け出ます。

変更事項

変更前

変更後

作成担当者連絡先

特定排出者コード									
特定事業者番号(特定連鎖化事業者番号)									
特定荷主番号									
特定輸送事業者指定番号									
<sup>(ふりがな)</sup> 特定排出者の名称									
<sup>(ふりがな)</sup> 所在地	〒								

(新設)

---

担当者	部 署	
	(ふりがな) 氏 名	
	電話番号	
	メールアドレス	

- 備考
- 1 ※の欄には、記入しないこと。
  - 2 宛先の欄には、特定排出者の主たる事業所の所在地を管轄する地方環境事務所長又は経済産業局長を記載すること。
  - 3 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。
  - 4 特定排出者コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定排出者ごとに付された番号を記載すること。
  - 5 特定事業者番号（特定連鎖化事業者番号）及び特定荷主番号の欄には、別途経済産業大臣が付した番号がある場合に記載すること。
  - 6 特定輸送事業者指定番号の欄には、別途国土交通大臣が付した番号がある場合に記載すること。
  - 7 本様式用の紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
-

様式第6 (第22条の3第3項関係)

※受理日	年 月 日
※整理番号	

電子情報処理組織使用廃止届出書

年 月 日

(地方環境事務所長) 殿  
(経済産業局長)

提出者 <sup>(ふりがな)</sup> 住 所 〒  
<sup>(ふりがな)</sup> 氏 名 ㊟  
(法人にあつては名称及び代表者氏名)

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の2第1項の規定による報告及び第21条の8第1項の規定による提供に係る電子情報処理組織の使用の廃止について、以下の事項を届け出ます。

識別符号

作成担当者連絡先

特定排出者コード									
特定事業者番号(特定連鎖化事業者番号)									
特定荷主番号									
特定輸送事業者指定番号									
<sup>(ふりがな)</sup> 特定排出者の名称									
<sup>(ふりがな)</sup> 所在地	〒								

(新設)

担当者	部 署	
	(ふりがな) 氏 名	
	電話番号	
	メールアドレス	

- 備考
- 1 ※の欄には、記入しないこと。
  - 2 宛先の欄には、特定排出者の主たる事業所の所在地を管轄する地方環境事務所長又は経済産業局長を記載すること。
  - 3 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。
  - 4 識別符号の欄には、第22条の3第2項に基づき、地方環境事務所長及び経済産業局長が付した識別符号を記載すること。
  - 5 特定排出者コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定排出者ごとに付された番号を記載すること。
  - 6 特定事業者番号（特定連鎖化事業者番号）及び特定荷主番号の欄には、別途経済産業大臣が付した番号がある場合に記載すること。
  - 7 特定輸送事業者指定番号の欄には、別途国土交通大臣が付した番号がある場合に記載すること。
  - 8 本様式の使用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。